

# 令和7年度第2回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	<p>1 議題            (1) 令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算(案)について            2 その他</p>
日時	<p>令和7年8月5日(火)            午後1時30分から午後2時10分</p>
場所	<p>茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室</p>
出席者氏名	<p>被保険者代表            鈴木友美委員、坂蒔昇委員、青木香代委員、寺田貴久子委員            保険医又は保険薬剤師代表            高山慶一郎委員、江口和哉委員、遠藤雄一郎委員、関義弘委員            公益代表            吉田和浩会長、藤浪潔職務代理者、和賀始委員、高橋美代子委員            被用者保険等保険者代表            近藤啓子委員            事務局            谷久保福祉部長、前田保険年金課長            給付担当 瀬沼課長補佐、梅原課長補佐、目瀬課長補佐、            菊地副主査、入澤主事            保険料担当 工藤主幹、伊藤課長補佐            徴収担当 山口課長補佐</p>
会議資料	<p>議題(1)資料1            令和6年度国民健康保険事業特別会計決算(案)の概要            議題(1)資料2            令和6年度国民健康保険事業特別会計決算見込資料            参考資料1            国民健康保険被保険者の加入状況等の推移            参考資料2</p>

	国民健康保険料各市の収納率の推移 参考資料 3 国民健康保険事業特別会計 令和 6 年度決算見込資料 決算事項別明細書 用語解説 参考資料 4 国民健康保険料の仕組みについて その他資料① 資格情報のお知らせ等の一斉送付について
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議の概要)

○事務局

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今より、令和 7 年度第 2 回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を開催します。

会議に入ります前に、今回より保険医代表の橋本委員のかわりに委員になられる江口委員と、第 1 回の委嘱式にご欠席された近藤委員に委嘱状を交付させていただきます。

本来であれば市長よりお渡しするところですが、本日は所用のためこちらに来ることができませんので、代わりに福祉部長より交付させていただきます。

名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場でお受け取りくださいますようお願いいたします。

—福祉部長より 1 名ずつ委嘱状を渡す—

○事務局

本日、新たに委員になられた江口委員と、近藤委員より改めて自己紹介をお願いします。江口委員より、お一言ずつお願いします。

—委員名簿順に自己紹介—

○事務局

ありがとうございました。

まずはじめに本日は、傍聴希望者はありませんことをご報告させていただきます。  
それでは、会議に入らせていただきます。

本日は13名全員の出席となっています。運営協議会規則第3条第2項の規定により会議が成立することをご報告いたします。

運営協議会規則第3条第1項で会議の議長は会長にお願いすることになっております。

会長、よろしくお願いいたします。

#### ○議長

皆様、本日は国民健康保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただいまより、令和7年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

次第の1議題「令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議題（1）資料1をご覧ください。

はじめに、歳出よりご説明いたしますので、資料中段、「（2）歳出決算」の表をご覧ください。

（款1）総務費につきましては、決算額3億6,229万5,427円で、前年度から約1,709万円、5.0ポイントの増となっております。

内容につきましては、国保事務に従事する職員の人件費、会計年度任用職員等の報酬、県内保険者が共同して行う電算共同処理業務及び事務経費、県国民健康保険団体連合会への負担金、保険料の賦課徴収事務経費、運営協議会の開催に要する経費などを執行したものととなります。

主には国民健康保険証廃止に係るシステム改修費や、加入者情報のお知らせ一斉送付に係る費用の増によるものです。

（款2）保険給付費につきましては、決算額140億3,019万9,991円で、前年度から約8億4,045万円、5.7ポイントの減となっております。

被保険者の医療費に係る保険者負担分にあたる被保険者等の療養給付費、柔道整復師の施術やマイナ保険証などを持たずに治療を受けた場合等に保険者負担分を払い戻す療養費、医療費の自己負担が高額になった場合、限度額を超えた分を支給する高額療養費、被保険者の出産について、1児につき50万円を支給する出産育児一時金、被保険者の死亡について、5万円を支給する葬祭費及びレセプトの審査支払手数料の経費を執行したものと

となります。

決算総額に占める割合は、64.7%です。

(款3) 国民健康保険事業費納付金につきましては、決算額68億3,235万2,340円です。

これは平成30年度から、国保制度改革による保険者都道府県化により、市が県に対して支払うこととなった納付金であり、県全体の保険料収納必要額が市町村ごとの医療費水準や所得水準等で按分され、決定されたものです。

決算総額に占める割合は、31.5%です。

(款3)の下に記載されている共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度に該当する者の資格を適正に適用するため、県国民健康保険団体連合会が行う年金受給者一覧表作成に係る拠出金でしたが、令和6年度より退職者医療制度は廃止となったため、計上されておりません。

(款4) 保健事業費につきましては、決算額1億8,382万8,307円で、特定健康診査及び特定保健指導に要する経費、医療費通知、歯と口腔の健康づくり教室等に要する経費、市立病院で実施されている事業に要する経費を負担する病院事業会計負担金等を執行したものととなります。

(款5) 国民健康保険運営基金につきましては、決算額2億5,081万4,587円であり、内訳としましては、基金へ2億5千万円、利子収入が81万4,587円です。

(款6) 諸支出金につきましては、決算額1,565万5,061円で、保険料の還付金の返還金を執行したものでございます。

(款7) 予備費につきましては、決算額は0円です。

以上、歳出の決算総額は、216億7,514万5,713円で、前年度から約10億303万円、4.4ポイントの減となりました。

次に歳入についてご説明申し上げます。

資料上段「(1) 歳入決算」の表をご覧ください。

(款1) 国民健康保険料につきましては、決算額53億4,368万3,422円となり、前年度から約4,336万円、0.8ポイントの増となっております。

(款2) 国庫支出金につきましては、決算額3,914万3千円です。内容につきましては、東日本大震災の被災者への災害特例臨時補助金や、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業の経費、システム整備費補助金となります。

(款3) 県支出金につきましては、決算額144億6,643万7,542円で、市の保険給付費相当額にあたる普通交付金と、市町村ごとの実績や取り組み状況が点数化され、その点数によって配分される保険者努力支援分や都道府県繰入金分などの特別交付金を歳入したものです。

(款4) 財産収入につきましては、国民健康保険運営基金の運用利子81万4,587円を歳入したものです。

(款5) 繰入金につきましては、決算額19億2,085万9,398円で、一般会計及び国民健康保険運営基金からの繰入金を歳入したものです。前年度から約1億7,429万円、8.3ポイントの減となっています。決算額は多額ではありますが、「決算補填等を目的とした繰入金」は、ゼロとなっています。

(款6) 繰越金につきましては、前年度からの繰越金3億3,968万6,086円を歳入したものです。

(款7) 諸収入につきましては、国民健康保険料の延滞金、交通事故などの第三者行為に係る納付金等、3,753万6,333円を歳入したもので、前年度から約974万円、20.6ポイントの減となっています。

以上、歳入総額は221億4,816万368円で、前年度から約8億6,770万円、3.8ポイントの減となりました。

また、歳入歳出差引残額4億7,301万4,655円を令和7年度に繰り越しています。

次に、「2 事業の概況」について、ご説明いたします。

はじめに、(1) 被保険者数の状況です。

年度末の令和7年3月末現在で、前年度比3.5ポイント減の42,306人となっております。

次に、(2) 保険給付(医療費)の状況です。

診療報酬の請求件数につきましては、前年度比2.46ポイント減の77万3,362件、診療の日数につきましては、前年度比3.32ポイント減の114万7,632日となりました。

費用額につきましては、前年度比5.68ポイント減の158億7,161万1,421円となりました。

次に、(3) 国民健康保険料の状況です。

国民健康保険料徴収率につきましては、現年度分が前年度増減率0.21ポイント増の94.19%、過年度分が前年度増減率3.37ポイント増の41.79%となり、合計につきましては、前年度増減率0.86ポイント増の88.91%となりました。

最後に、附属いたしました参考資料の趣旨についてご説明いたします。

参考資料1につきましては、被保険者数の経年変化をお示しするため、平成28年度から令和6年度までの被保険者数等をまとめたものとなります。後期高齢者医療制度へ移行される方の高止まり等により、平成28年度末の被保険者数55,917人、これは被保険者数の「全体」という欄に記載していますが、この人数と、令和6年度末の被保険者数

42,306人を比較すると、13,611人の減となっております。

参考資料2につきましては、国民健康保険料収納率の経年変化と県内他市の状況をお示ししたものです。パーセンテージの左側の丸囲みの数字は、県内19市のうち、収納率が高い方からの順位となります。他市と比較しますと、令和6年度決算の本市の収納率は、収納率が高い方から数えて、現年分は19市中7番目、滞納繰越分は3番目、合計では4番目となっております。

参考資料3につきましては、国民健康保険事業特別会計に関する用語解説となっております。

また、参考資料4につきましては、国民健康保険料の仕組みについての参考資料となっております。

以上で、議題（1）令和6年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計決算（案）についての説明を終わります。

#### ○議長

ただいま事務局より議題についての説明がありました。

ご質疑、ご意見はございませんか。

#### ○藤浪委員

2点お伺いします。まず1点目、歳入決算の款1国民健康保険料について、昨年度決算額より上がってしまして、予算現額よりも3億円増えている状況なのですが、被保険者が減っている中で、こちらが上昇しているというのは、どのように分析しておられるか教えていただければと思います。

#### ○事務局

歳入決算における国民健康保険料の歳入決算額が前年と比べて多い理由としましては、被保険者数が減っているのは確かにご指摘の通りではありますが、近年、被保険者1人当たりの所得の金額が多くなってきており、国民健康保険料を計算する上で、前年中の所得の金額が国民健康保険料に反映される仕組みである以上、前年中における給料収入の増や、個人事業主の営業所得で売り上げが良かったことなどが国民健康保険料の調定額に反映するので、被保険者数が減ったとしても所得の増額というものがあれば保険料の歳入自体が伸びてくるという傾向が出てきます。

また加えて、徴収率の増というところも理由の1つですので、徴収担当からご説明させていただきます。

徴収率の増につきましては、令和3年度より茅ヶ崎市財政健全化の取り組みにおける、歳入確保策としまして、徴収業務を行う専任職員を4名配置いたしました。また令和5年度からは茅ヶ崎市行政財政経営改善戦略に合わせ徴収担当が設置されました。このような全庁的な判断のもとで徴収体制を強化し滞納整理を重点的に実施した結果、令和6年度実績も含め徴収率が増加した要因と考えております。

○藤浪委員

ありがとうございます。

今後の予算において、予算額がある程度決まったらその所得が増えた分を考えて、徴収率などは、調整していくということによろしいのですよね。

○事務局

徴収率は過去の傾向や所得の状況を見て保険料算定の際の基礎数値としておりますのでまさにご指摘の通りです。

○議長

他にご質疑、ご意見はございませんか。

○和賀委員

参考資料1に加入状況の推移が数字で書いてあるのですが、グラフにした方がわかりやすいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局

参考資料1につきましては数字の掲載となっておりますので、見やすい資料の作成につきましては検討させていただきたいと思っております。

○議長

他にご質疑、ご意見はございませんか。

○藤浪委員

もう一つ質問です。歳入の款3の県支出金は様々な要素で決まってくるということですが、今年度は昨年度より6億円ほど減額になっているのは、どのような原因か教えてもらってよろしいでしょうか。

○事務局

県支出金につきましては、大きく分けて、普通交付金と、特別交付金という2つの交付金に分かれるのですけれども、減額の理由が、普通交付金の減イコール保険給付費の減ということになります。

最初にご説明をさせていただいた通り、歳出の款2の保険給付費、こちらが前年度から約8億4千万円下がっているというところで、こちらに対する交付金が普通交付金となりますので、普通交付金の額も下がったというところになります。

特別交付金に関しては4種類ございまして、保険者努力支援分、特別調整交付金、都道府県繰入金分、特定健診の負担される特定健診等負担金分ですがそれぞれ、保険者の方で様々な対策を取り、国の方から点数を取ってお金を取っていくという交付金の分になります。こちらが令和5年度に比べて少々下がりましたが、その他に関しては、特別調整交付金、都道府県繰入金は昨年に対比したら上がっております。

○藤浪委員

ありがとうございます。

保険給付金が下がったことが、主な原因ということですね。

○議長

他にご質疑、ご意見はございませんか。

○坂蒔委員

参考資料の2について、国民健康保険料の各種の収納率の推移ということで、先ほどご説明いただいた通り、19市の中の茅ヶ崎市の収納率の状況が書かれており現年分には6年度分が94.19%の収納率、それから、滞繰分は滞納繰越分ということだと思っておりますが、こちらが41.79%、トータルで88.91%であり神奈川県内で、良い方から4番目と解釈しておりますが、特に滞納繰越分というのは、当該年度でお支払いいただけなかった部分が翌年度以降に繰り越しをされ保険料を徴収するというので、より徴収が難しいお金だと思っておりますが、そんな中神奈川県内3位と、湘南のエリアは大体20%前後の中茅ヶ崎市が41%ということで、倍ほどの収納率を保っているということで具体的に滞納繰越分の収納率向上について、より具体的にどんな対応でそれを達成されているのかというところを教えていただきたいと思っております。

○事務局

先ほども少しお話させていただきましたが、令和6年度の滞納繰越分の収納率、41.

79%につきまして、前年度増減率プラス3.37%となっております。

こちらにつきましては委員からご説明いただきました通り、神奈川県内19市中3位まで徴収率が向上しております。

今回、滞納繰越分における徴収率の主な要因としては、これまでの経緯も含め3点ございます。

1点目につきましては、人員体制による徴収体制の強化になります。

こちらにつきましては、重複する部分も出てくるかもしれませんが、令和2年度までは、徴収専任職員を保険年金課に配置しておりませんでした。令和3年度以降、4名の徴収専任職員を配置しました。

これに伴いまして令和5年度からは新たに徴収担当が設置されたことで徴収体制の強化がなされました。

滞納整理を重点に4名の職員が実施した結果、令和2年度の滞納繰越分徴収率が27.06%だったのに対して、令和6年度は41.79%となり、4年間でプラス14.73%となり、飛躍的に徴収率が向上しております。

2点目につきましては、預貯金電子調査サービスの活用になります。

こちらにつきましては令和5年度から本格実施をしております。現在、収納課、保険年金課、介護保険課の3課で活用しております。

当該サービスのメリットとしましては、従来は紙帳票による預金調査を実施しておりましたが、金融機関からの回答書が届くまで約2ヶ月間の時間を費やしていました。

これに対し、当該サービスは、電子による照会回答システムでございまして、回答が届くまで、約1週間程度と、これまでの調査期間に比べ大幅に短縮されております。

よって当該サービスの活用により、早期滞納整理が可能となり、預貯金の差押え件数を見ても、令和2年度84件に対し、令和6年度は309件となり、大幅に増加しています。

また、当該サービスは預貯金の差押えにとどまらず、取引履歴の調査により、給与や保険など、他債権への調査にも活用範囲として拡充しております。

3点目としましては、一斉電話催告の実施となります。

こちらにつきましては、令和6年9月から10月にかけて、滞納者1,929人に対し、保険料担当と徴収担当合同の合計15名体制で1,000件電話催告を実施しました。

電話催告の結果、分割納付の納付者を含めますが、700人程度の納付があり、約2,600万円の収入となりました。

令和6年度の徴収率の向上した主な理由は以上となります。

○坂蒔委員

滞納繰越の徴収を非常に頑張っておられるということがわかりました。

合わせて現年分については、94.19%なのですが、19市の中で7位ということで、滞納繰越しに比べて現年分はもう少し頑張っていただけ余地があるのかなと思うのですけれど今年度以降何か工夫されることがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局

滞納繰越分につきましては、先ほどご説明させていただきました通り、預貯金電子調査サービスの活用により、徴収体制の強化を今後も図ることを予定しております。

また、当該サービスにつきましては、現年度分につきましても、活用することで早期滞納の整理を図って参りたいと考えております。

具体的には、督促状や催告書の送付、電話催告などはもとより、滞納状況が継続する場合には、預金調査による、早期滞納処分の積極的な実施、また、一方では収納環境における納付利便性向上のため、キャッシュレス決済、及びWeb口座振替受け付けサービスの周知、国民健康保険資格喪失手続きにおけるショートメールサービスの活用など、あらゆる取り組みを進める上で、現年の徴収率の向上も図って参りたいと思っております。

○議長

他にご質疑、ご意見はございませんか。

○坂蒔委員

歳出の方で議題(1)資料2の決算見込み資料の25ページ款項目の2の病院事業費の中で、備考の欄を見ますと病院事業会計負担金ということで、2,206万円ほど負担金が支出されているのですが、これは具体的に病院事業に対して、どのようなものを負担しているのか教えていただきたいと思います。

○事務局

こちらにつきましては、5項目ございまして、まず1つ直診特別経費の中の、救急急患者受入体制支援事業が500万、医師看護師等確保事業が100万円、代診医等の確保支援事業が91万円、保健事業の中の直診施設健康管理事業が800万円、直診施設整備事業が715万円、計2,206万円の計上となっております。

○議長

他にご質疑ご意見がなければ、用意された議題は以上となります。

その他について事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

事務局よりその他といたしまして、1点報告させていただきます。

資料①の資格情報のお知らせ等の一斉送付についての資料をご覧ください。

令和5年6月の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、マイナンバーカードを健康保険証と一体化し、従来の健康保険証は令和6年12月2日から、新規発行及び再発行を停止することとなりました。

これまでに発行されていた保険証、または資格情報のお知らせや資格確認書につきましては、令和7年7月31日で有効期限を迎えたため、令和7年8月1日からご使用いただく資格情報のお知らせまたは資格確認書を全世帯へ送付いたしましたのでご報告いたします。

資料の裏面をご覧くださいますと、資格確認書と資格情報のお知らせのイメージとなっております。

資格情報のお知らせにつきましては、マイナ保険証を保有している方にお渡しするものとなっております。

こちらは70歳未満の方は、1回発行されましたら有効期限はございませんので、一斉更新は今年の8月の1回のみとなっております。

また資格確認書につきまして、マイナ保検証を保有していても、介助者等の第三者が被保険者本人に同行して、本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難、またはマイナンバーカードを紛失、返納された方などからご申請をいただければ、マイナ保検証お持ちの方でも、資格確認書の発行は可能となっております。

対象人数としましては、それぞれ資格情報のお知らせが約2万8,000人、資格確認書が約1万4,500人となっております。

その他の資料①の説明は以上となります。

#### ○議長

事務局からの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

ご質疑ご意見がなければ、事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

事務局から2点ございます。

1点目は、議事録の確認について、第1回でも委員の皆様をお願いしましたが、事務局で作成した素案ができ次第、公表前にご意見をいただきたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

○議長

事務局から議事録の確認について連絡がありましたが、何かご意見はありますか。ご質疑、ご意見がなければ、事務局よりお願いいたします。

○事務局

2点目は、提案となります。次回の第3回運営協議会ですが、来年2月の開催となります。

議題といたしましては、「令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について」などになるかと思います。

会議日程については、2月3日火曜日を提案いたします。詳細につきましては、後日、ご連絡いたします。

よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より第3回運営協議会の日程が示されました。次回の運営協議会の日程については、2月3日火曜日でいかがでしょうか。

—異議なし—

○議長

ご異議がないようですので、事務局で調整をお願いします。

委員の皆様からは、ほかに何かございませぬか。

他になければ、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。